

宮城大学大学院看護学研究科履修規程

平成21年4月1日

規程第34号

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号。以下「大学院学則」という。）第31条第2項の規定に基づき、看護学研究科の授業科目の履修方法、成績の評価及び単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 看護学研究科の専門分野、専門領域、授業科目、当該科目の配当年次、単位数及び必修・選択の別は別表のとおりとする。

2 大学院学則第29条第2項に定める授業の方法により実施する授業科目については、別に定める。

(履修コースの設定)

第3条 博士前期課程に履修コースとして「研究能力養成コース」及び「専門看護師養成コース」を設ける。

2 前項に規定する履修コースは、博士前期課程入学願書に記載し選択するものとする。

(専門分野、専門領域又は履修コースの変更)

第4条 専門分野、専門領域又は履修コースの変更を希望する看護学研究科の学生（以下「学生」という。）は、入学した年度の1月末までに様式第1号により看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に変更申請を行うものとし、その手続きは、次の変更区分により行うものとする。ただし、看護学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が修学上、特に必要と認める場合はこの限りではない。

- | | |
|----------------|---|
| 一 専門分野、専門領域の変更 | 研究科教授会の議を経て研究科長が許可 |
| 二 履修コースの変更 | 専門領域内での変更は研究科長が許可、専門領域外の変更は研究科教授会の議を経て研究科長が許可 |

(履修登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第6条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- 一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
 - 二 既に単位を修得した授業科目
- 2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。
- 3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

第7条 大学院学則第33条第2項に定める試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、随時試験を行うことができる。
- 3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題レポートにより行う。
- 4 次のいずれかに該当する学生は、第1項の試験を受験することができない。
 - 一 履修登録をしていない学生
 - 二 筆記試験、口述試験、実技試験の開始時刻に20分を超えて遅参した学生

(成績評価等)

第8条 学生の期末の成績は、あらかじめシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

- 2 学修到達度の評価は、試験若しくはシラバスで示す授業形態に応じた適切な方法のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とし、合格した者に所定の単位を与える。

評 価	評 点	学修到達度との関係
秀	90点以上	学修到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上90点未満	学修到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上80点未満	学修到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上70点未満	学修到達度が到達目標に達している
不 可	60点未満	学修到達度が到達目標に達していない

- 4 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については、原則として不合格とする。
- 5 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修科目については、第5条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。
- 6 成績は、原則として当該学期末までに確定する。

(追試験)

第9条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

- 2 前項の規定により追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。
- 3 前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならない。
- 4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

第10条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、研究科教授会が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 再試験の実施日時等は、該当授業科目の担当教員がその都度決定する。
- 3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(不正行為)

第11条 第7条第1項及び第2項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生がその期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。

- 2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことができる。

(研究指導教員)

第12条 入学生の履修などへの適切な助言及び研究・論文作成指導を行うために研究指導教員を置く。

- 2 研究指導教員は、主研究指導教員及び副研究指導教員からなるものとする。
- 3 研究指導教員は、特別研究担当教員（博士前期課程においては「看護学特別研究」を担当する教員、博士後期課程においては「生涯健康支援看護学特別研究」を担当する教員）をもって

第2編教育 看護学研究科履修規程

充て、研究科教授会が決定する。ただし、研究科教授会が認めた場合は、副研究指導教員として学外教員を加えることができる。

- 4 研究指導教員の変更は、特別な事情が生じた場合に限り、研究科教授会の議を経てこれを認めることがある。

(研究指導体制)

第13条 博士前期課程における研究指導は、主・副研究指導教員による個別研究指導及び研究科担当教員による集団研究指導体制により行うものとする。

- 2 博士後期課程における研究指導は、主・副研究指導教員による個別研究指導及び特別研究担当教員による集団研究指導体制により行うものとする。

(研究計画書及び倫理審査)

第14条 学生は、必要な研究指導を受けた上で、研究計画書（以下「計画書」という。）を主研究指導教員に提出するものとする。

- 2 提出された計画書について、主研究指導教員は、別途定めるところにより倫理審査を申請し、承認を得るものとする。

(計画書の審査)

第15条 博士前期課程の計画書の審査は主研究指導教員及び副研究指導教員が行う。博士後期課程の計画書の審査は、特別研究担当教員が行う。

- 2 計画書の審査結果については、研究科教授会で承認を受けなければならない。なお、計画書に変更がある場合は、研究科教授会へその旨を申請し、博士前期課程では、主及び副研究指導教員、博士後期課程では特別研究担当教員の審査を経た後、研究科教授会の承認を得るものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第16条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出し、学位論文審査の申請を行う。

- 2 博士後期課程の学生は、学位論文を提出する前に主研究指導教員の承認を得て、別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。
- 3 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程（平成21年宮城大学規程第37号。）の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第17条 学位論文及び最終試験の成績については、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 学位論文は、合格、不合格とする。
- 二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第18条 博士前期課程を修了するためには2年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の専門看護師養成コースにあつては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。
- 3 博士前期課程においては、第1項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位並びに大学院学則第35条の規定により他の大学院における授業科目を履修して修得した単位及び大学院学則第36条の規定に基づき入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものと認定された単位について

第2編教育 看護学研究科履修規程

は、別に定めるところにより、修了に要する修得単位数への算入を認めることがある。

4 博士前期課程においては、大学院学則第37条第2項の規定により、入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科教授会の議を経て、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については大学院学則第38条第2項の各号に定める年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H22.3.24 第19回理事会)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H23.3.23 第38回理事会)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H24.2.22 第52回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H25.2.27 第66回理事会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H25.3.27 第67回理事会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前において既に

第2編教育 看護学研究科履修規程

本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条に定める別表は平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の規定を適用する。

附 則 (H27.9.30 第100回理事会)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規定の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は、平成30年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は、平成31年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (R2.2.26 第158回理事会)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は、令和2年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (R2.11.25 第167回理事会)

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R3.2.24 第171回理事会)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R4.2.22 第183回理事会)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第2条関係） 看護学研究科看護学専攻博士課程（博士3年の課程）の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

第2編教育 看護学研究科履修規程

別表（第2条関係）

看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）

授 業 科 目			配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考		
				講義	演習	実習	研究				
専 門 科 目	分野	領域									
	基礎看護学	基礎看護学	基礎看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	■研究能力養成コース(修了要件単位数30単位以上) 【必須】 専門科目のうち各専門領域に係る次の科目と看護学特別研究8単位の合計16単位を修得すること。 ・講義4単位 ・演習4単位 【選択】 次の科目から合計14単位以上を修得すること。 ・専門科目のうち必須科目以外の講義科目 ・専門共通科目 ・共通選択科目	
			基礎看護学特論Ⅱ	1後	2				選択		
			基礎看護学演習Ⅰ	1後		2			選択		
			基礎看護学演習Ⅱ	2前		2			選択		
		看護管理学	看護管理学特論Ⅰ	*1前	2				選択		
			看護管理学特論Ⅱ	1後	2				選択		
			看護管理学演習Ⅰ	1後		2			選択		
			看護管理学演習Ⅱ	2前		2			選択		
			成人健康看護学	成人健康看護学特論	1前	2					選択
				成人健康看護援助論	1後	2					選択
	成人健康看護学演習Ⅰ	1後			2			選択			
	成人健康看護学演習Ⅱ	2前			2			選択			
	がん看護学	がん病態生理学		*1前	2				選択		
		がん看護学特論Ⅰ		*1前	2				選択		
		がん看護学特論Ⅱ		*1前	2				選択		
		がん看護援助論Ⅰ		*1前	2				選択		
		がん看護援助論Ⅱ		*1後	2				選択		
		がん看護学演習Ⅰ		*1前		2			選択		
		がん看護学演習Ⅱ	*1後		2			選択			
		がん看護学実習Ⅰ	*1後			4		選択			
		がん看護学実習Ⅱ	*2前			3		選択			
		がん看護学実習Ⅲ	*2前			3		選択			
	がん看護学課題研究	*1～2				4	選択				
	精神健康看護学	精神健康看護学特論	1前	2				選択			
		精神健康看護援助論	1後	2				選択			
		精神健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択			
		精神健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択			
		老年健康看護学	老年健康看護学特論Ⅰ	*1前	2				選択		
			老年健康看護学特論Ⅱ	*1前	2				選択		
			老年医療学	*1後	2				選択		
			老年健康看護援助論Ⅰ	*1後	2				選択		
			老年健康看護援助論Ⅱ	*1後	2				選択		
			老年健康看護学演習Ⅰ	*1後		2			選択		
	老年健康看護学演習Ⅱ		*1後		2			選択			
	老年健康看護学実習Ⅰ		*1後			4		選択			
	老年健康看護学実習Ⅱ		*2前			3		選択			
	老年健康看護学実習Ⅲ		*2前			3		選択			
	老年健康看護学課題研究	*1～2				4	選択				
	次世代育成看護学	母性健康看護学	母性健康看護学特論	1前	2				選択		
			母性健康看護援助論	1後	2				選択		
			母性健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択		
			母性健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択		
		小児健康看護学	小児健康看護学特論	1前	2				選択		
			小児健康看護援助論	1後	2				選択		
			小児健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択		
			小児健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択		
			広域看護学	地域健康看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	
				地域健康看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
	地域健康看護学演習Ⅰ	1後			2			選択			
	地域健康看護学演習Ⅱ	2前			2			選択			
	在宅健康看護学	在宅健康看護学特論Ⅰ		1前	2				選択		
		在宅健康看護学特論Ⅱ		1後	2				選択		
		在宅健康看護学演習Ⅰ		1後		2			選択		
		在宅健康看護学演習Ⅱ		2前		2			選択		
看護学特別研究			1～2				8	選択			
(専門科目の合計単位数)				52	40	20	16				

授 業 科 目			配当年次	単位数				必修・選択の別	備考
				講義	演習	実習	研究		
共通科目	専門共通科目	看護研究特論	*	1前	2				選択
		看護研究方法特論		1後	2				選択
		コンサルテーション論	*	1前	2				選択
		看護倫理	*	1前	2				選択
		看護政策論	*	1後	2				選択
		看護理論	*	1前	2				選択
		看護教育学	*	1前	2				選択
		フィジカルアセスメント	*	1前	2				選択
		病態生理学	*	1前	2				選択
		臨床薬理学	*	1前	2				選択
		災害看護学		1前	2				選択
	共通選択科目	保健情報学		1後	2				選択
		在宅医療学		1後	2				選択
		保健行動科学特論		1後	2				選択
		人間関係情報処理論		1前	2				選択
		医療経済学		1前	2				選択
		疫学統計		1前	2				選択
		統計学特論		1前	2				選択
		社会福祉学特論		1前	2				選択
	(共通科目の合計単位数)				38				
合計単位数				90	40	20	16		
修了要件単位数 ■研究能力養成コース30単位以上 ■専門看護師養成コース42単位以上									

第2編教育 看護学研究科履修規程

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期3年の課程）

授 業 科 目		配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考
			講義	演習	実習	研究		
科目区分								
基 盤 科 目	生涯健康支援看護学概論	1前	1				必修	基盤科目は、6単位以上 を修得すること
	研究方法特論	1前	2				選択	
	ケア実装特論	1後	2				選択	
	看護管理特論	1後	1				選択	
	看護教育特論	1後	1				選択	
	(基盤科目の合計単位数)		7					
専 門 科 目	生涯健康支援看護学特論	1前	2				必修	専門科目は、4単位 を修得すること
	生涯健康支援看護学演習	1後		2			必修	
	(専門科目の合計単位数)		2	2				
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	1～3				6	必修	
合計単位数			9	2		6		修了要件単位数 16単位以上

博士前期課程専門分野・専門領域・履修コース変更許可申請書

年 月 日

看護学研究科長 殿

(申請者)

学籍番号

氏 名

(研究指導教員)

職・氏名

博士前期課程における専門分野・専門領域・履修コースを下記のとおり変更したいので、許可されるよう申請します。

記

1 変更前	専門分野 専門領域 コース
2 変更希望先	専門分野 専門領域 コース
3 変更理由	

※主研究指導教員が変更となる場合は、変更後の指導教員からの署名・押印を受領の上で提出すること

(変更後指導教員) 職・氏名